

平成25年7月19日
文 部 科 学 省

社会教育調査に関する状況の変化

－「平成26年度社会教育調査」の延期について－

- 「平成26年度社会教育調査」について、調査の見直しに向けて、総務省統計審査官室との事務的な調整を平成25年2月下旬頃から実施していた。

【「調査の見直し案」のうち主なもの】（当初予定）

〔社会教育法等の改正への対応〕

・「運営状況の評価の実施状況」に関する設問を追加（公民館調査票、図書館調査票等）
〔進展しつつある情報通信技術の生涯学習・社会教育への活用〕

・コンピュータの導入状況を把握する設問において「無線LANのアクセスポイントの箇所数を把握」（公民館調査票、図書館調査票等）

〔東日本大震災を踏まえた公民館の避難所等としての活用〕

・「耐震診断の実施状況」（耐震診断の有無、地方公共団体による避難所としての指定の有無等）に関する設問を追加（公民館調査票）

- その後、平成25年4月15日、安倍内閣総理大臣の開催する会議（平成25年1月15日閣議決定）である「教育再生実行会議」から「教育委員会制度等の在り方について」（第二次提言）が提出された。

この提言を受け、中央教育審議会教育制度分科会において、教育委員会制度の在り方等について、また生涯学習分科会において、社会教育に関わる人材に関する事項など、社会教育の推進体制の在り方について審議が開始された。

- このため、文部科学省としては、当初の調査の見直し案に加え、中央教育審議会における検討状況を踏まえて、調査の見直しを行うことが必要となっている。

- このような先行きが不透明な状況下で「平成26年度社会教育調査」を実施することは、適切なデータの収集に支障を来す可能性があることから、当初予定時期から1年遅らせた平成27年10月に調査を実施することとしたい。

社会教育調査の概要

調査の目的

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにする。

調査の周期

昭和30年に開始され、49年までは3年から5年ごとに実施。昭和50年度調査以降は3年ごとに実施しており、最新は平成23年度調査。次回調査は19回目にあたる。

調査の期日

10月1日現在

調査の対象

67,653施設（平成23年度社会教育調査実績）

- ・都道府県・市町村教育委員会 1,805
- ・公民館 15,399
- ・図書館 3,274
- ・博物館 1,262 博物館類似施設 4,485
- ・青少年教育施設 1,048
- ・女性教育施設 375
- ・社会体育施設 27,469 民間体育施設 10,261
- ・文化会館 1,866
- ・生涯学習センター 409

調査事項

教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項、施設の職員に関する事項、施設・設備に関する事項、事業実施に関する状況、施設の利用状況、ボランティア活動に関する事項 等

※ 年齢階級については調査していない。

調査の流れ



利活用状況

社会教育法、図書館法、博物館法の改正に係る立案検討や教育振興基本計画の策定に係る検討に当たっての基礎資料として活用。